

会議録（1）

会議の名称	令和7年度第4回入間市上下水道審議会
開催日時	令和7年9月25日（月） 午後1時30分開会・午後4時00分閉会
開催場所	市役所本庁舎 5階 全員協議会議室
議長氏名	入間市上下水道審議会 会長 相葉 学
出席委員(者)氏名	福島 和弘、岸本 貴志、池上 公子、大石 和宏、 奥富 茂生、近藤 孝夫、田中 啓子、村井 秀雄 宮寺 弘隆、市原 義道、久保田 清美、相葉 学、青山 友子
欠席委員(者)氏名	小川 晋、佐々木 恵巳子
説明者の職氏名	3 議題 (ア)・(イ)・(ウ) 上下水道部参事兼上下水道経営課長 藤田拓也
会議次第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 (1) (ア) 下水道事業の使用料体系について (イ) 水道事業の料金体系について (ウ) 上下水道ビジョン（案）について 4 閉会
非公開理由	－
傍聴者数	0人
配布資料	・令和7年度第4回入間市上下水道審議会会議次第 ・資料1 水道事業の進捗状況 ・資料2 下水道事業の進捗状況 ・席次表
事務局職員職氏名	上下水道部 石原上下水道部長、藤田上下水道部次長 上下水道経営課 山崎副主幹、田島副主幹、松尾主任、鈴木主事、

	小野寺主事補
	水道施設課 内沼課長、野口主幹、山田主幹、細野主査
	下水道施設課 高野課長、熊倉主幹、佐々木主幹、田中副主幹、 高田副主幹
会議録作成方法	要点筆記

会議録（2）

議事の概要（経過）・決定事項

○審議会の会議録

署名する委員については、宮寺 弘隆 委員が指名された。

○議題

- (1) ア 下水道事業の使用料体系の方針について
- イ 水道事業の料金体系について
- ウ 上下水道ビジョン（案）について

- (2) その他

次回の審議会の日程について

・報告以外で審議委員より意見があったため、下記のとおり記載。

会議録(3)

発言者	発言内容
会長	<p>(開会の挨拶)</p> <p>第3回審議会の審議事項について (説明者: 藤田次長、日水コン)</p>
A委員	<p>説明から「管路の延命化をした結果、使用料改定率が3%下がった」という点は理解いたしました。ただし、第1回から第3回審議会までに、施設に係る費用や物価上昇率などの多くの数値が示されてきました。そのため、事務局が数値の説明の方法を誤ってしまうと、聞き手としては事務局が再計算を行った結果(数値)しか伝わらなく、使用料改定率37%や34%といった数値のみが独り歩きしているように見受けられます。事務局は「当初の計算を見直し、延命化を行う方針とした」という結果を示す必要があります。そして、「3%」という数値(使用料改定率が減少したこと)に大きな意味がないと、私は考えております。</p> <p>一方で、改築を要する管渠の延長を1/2から1/4に縮小し、延命化を図ることにはリスクが伴います。県の下水道事業においても、点検段階で「問題なし」と判断された施設が突如故障し、大きな問題に発展した事例があります。第3回審議会の際、約7名の委員が「37%の改定案」に賛同したのは、「工事は適切かつ確実に実施してほしい」という意思の表れであったと考えます。したがって、事務局の説明では、「3%下がった」という数値の良否を議論するのではなく、「延命化を前提とした方針に修正した」ことについて議論すべきです。つまり、「3%の数値が良いか悪いか」という議論自体にあまり意味はないと思いました。</p>
日水コン	前回提示した改定案は、入間市の公共下水道事業の老朽化対策の基本的な計画であるストックマネジメント計画の改築案の中で、老朽化対策を一

発言者	発言内容
	<p>番多くするという「37%の改定案」を抽出しています。つまり、緊急度ⅠおよびⅡの改築を行う案を採用しました。ストックマネジメント計画における調査管路の半分程度を改築する基本方針に基づき改定率を算出しました。</p> <p>しかしながら、第3回審議会後に事務局で精査した結果、実際に入間市では14km調査したとしても7kmを改築に回していないこと、またストックマネジメント計画の方針は本市独自のモノではなく国土交通省が公表した全国的な数値を用いて予測されたものであることから、本市に当てはまらない部分があることが分かりました。また、実際に入間市下水道課で点検・調査を行い、調査対象管路のうちどの程度が改築されているかを精査したところ、改築量が1/4程度であることが明らかになりました。</p> <p>そのため、前回示した14km調査して7km改築は過大であるという結論に至りました。実績に基づき改築量を約1/4で再計算したところ使用料改定率が34%となりましたので、最初に「再計算をした結果、使用料改定率が3%下がりました」と説明したものです。</p>
A委員	つまり、端的に言えば、前回は全国的なデータを使って試算したが、入間市のデータに置き換えると使用料改定率34%になった、という理解でよろしいですか。
日水コン	全国的なデータというよりは、ストックマネジメント計画という、国に申請して老朽化対策事業を進めている計画の考え方から数値を設定していました。
A委員	先ほど「入間市で調査をした結果」と説明があったため、ストックマネジメント計画では調査予定であったが、実際には調査が追い付いていないという認識をしてしまいます。つまり、国に「調査を行う」として提出し

発言者	発言内容
	た計画では 37%の使用料改定率が必要だが、現実的には計画値まで調査が進んでおらず使用料改定率が減少したように聞こえます。
日水コン	そうではありません。計画していた調査は実施しましたが、その結果、想定していたほど改築が必要な施設は見つかりませんでした。
A委員	了解しました。入間市の実情に合わせた結果、使用料改定率が 34%となつたと理解しました。
山崎副主幹	単純にお話すれば、委員の発言のとおり、入間市の実情に合わせたデータに置き換えて再計算した結果、当初の 37%から 34%になりましたというご報告になります。本日お手元に配布している資料は、この 34%で改定した内容に基づいておりますので、ご承知おきください。これがまず一点目でございます。
<p>下水道使用料改定率の再設定、下水道使用料体系について (説明者：藤田次長、日水コン)</p>	
B委員	緊急度ⅠとⅡの違いについて、具体的なイメージが湧いていません。先ほど道路の例を示していただきましたが、それでも両者の区別がどの程度なのかよく分かりません。
高野課長	緊急度ⅠとⅡの違いについては簡単に説明するのは難しいですが、緊急度Ⅰは、管が腐食し道路陥没や地盤沈下を生じるなど管内に影響を及ぼすような状態を指します。一方、緊急度Ⅱは、ひび割れや地下水の浸入といった事象で、これらを防ぐことで大きな被害が生じない段階の状態を指します。

発言者	発言内容
B 委員	緊急度Ⅱは「5年未満であれば延長可能」とされています。したがって、5年を経過すると緊急度Ⅰに移行する、という位置付けになりますか。
高野課長	管路の破損状態によっては、すべてが緊急度Ⅰになるとは限りません。あくまでもひび割れや漏水などがある場合に、5年以内に修繕が必要な状態の管路として解釈をお願いします。
B 委員	判断が難しいですね。
高野課長	入間市としても、調査における専門的な知識を持つ技術者の判断をいただいており、見た目や技術的な視点も必要ですので一概な説明が難しいです。緊急度Ⅰであれば危険性が高く、緊急度Ⅱであれば修繕を施せば5年間は持つと判断できる場合もありますが、修繕後の状態によっては5年以上持つものもあります。最終的な判断は使用状況や管路の中の状態によっても大きく異なります。結局のところ、緊急度Ⅰ・Ⅱという判定基準に基づいた表面的な区分にとどまっているのが実情です。
B 委員	緊急度Ⅱが確実に緊急度Ⅰへ移行するのであれば、単純に判断することができます。しかし、管路の状況次第であるならば、判断は難しいと感じます。
C 委員	緊急度Ⅰと緊急度Ⅱについて、緊急度Ⅰだからといって必ず1年以内に管路事故が起こるということではありませんが、危険性が高い状況であるため、国の指針としては1年以内に修繕を行うこととされています。 緊急度Ⅱは、そこまで緊急性はなく、だからこそ5年以内に修繕するこ

発言者	発言内容
	<p>ととされています。先ほどB委員から「5年経過すると緊急度Ⅰになるのか」という質問がありましたが、点検を5年ごとに実施し、その結果で改めて判定することになります。</p> <p>先ほど高野課長がお話しされたように、入間市でも埼玉県と同様に、専門業者やコンサルタント等に委託して点検・評価を実施していると理解しております。この審議会で議論すべきポイントは、緊急度Ⅰ・Ⅱの判定を行うのではなく、緊急度Ⅰは1年以内に、さらに緊急度Ⅱは5年以内に必ず修繕できるだけの予算を確保することです。それは、市民の皆様に負担を強いることでもあるため、どの程度5年以内に緊急度Ⅱの管路を修繕するか、もしくは、市民に過度な負担を強いることはできず予算が厳しいから、「入間市の場合は5年ではなく10年に延長する」という考え方もあり得ます。要は、市民負担を抑えつつ予算を確保し安全対策を進めるか、そのバランスを検討した上で市長に答申することが、この審議会の役割ではないかと考えております。緊急度の判定そのものよりも、どの範囲までの予算を確保し修繕を進めるかという視点で議論することが重要です。</p>
B委員	<p>単純に言えば「臭いものには蓋をする」ように、早めに対応した方がよいと思います。大規模な管路事故が発生すれば影響も大きいと考えています。ただ、その一方で料金との兼ね合いで判断するように言われても難しく、何とも言えないところです。</p>
C委員	<p>第3回審議会で、私を含め、7名の委員がケース3の事業費を確保する案を選択しました。やはり、緊急度Ⅱは5年以内にしっかりと修繕を行う必要があると考えており、市民に一定の負担をお願いすることになりますが、安全を重視しなければいけないということで、多くの委員もケース3を選ばれたと思っています。</p>

発言者	発言内容
B 委員	<p>私は第3回審議会で手を挙げていないため納得はしていません。緊急度Ⅱでは5年以内に「簡易な対応」を行うと記載されています。この対応で本当に安全が確保できるのかが明確ではありません。</p> <p>もし簡易な対応で十分安全が保てるのであればそれでも良いと思いますが、一方で「臭いものには蓋をする」という考え方もあるため、判断が難しいところです。</p>
C 委員	「簡易な対応」とは、資料のどの部分に記載されているのでしょうか。
B 委員	上の黄色いところの緊急度Ⅱに書いてあります。しっかりと措置を行っていればよかったという後悔が起きなければ一番よいのですが、その判断が私にはできません。
A 委員	<p>国土交通省の資料によると、まず調査結果に基づき腐食・たるみ・破損等を診断し、総合的に評価することが第一に示されています。腐食・たるみ・破損がなければ「健全」と判断されます。緊急度はⅠ、Ⅱ、Ⅲのほかに「劣化なし」の区分があり、区分として、緊急度Ⅰは「重度」で速やかな措置が必要、緊急度Ⅱは「中度」で簡易な対応により措置を5年未満延長可能、緊急度Ⅲは「軽度」で簡易な対応により5年以上延長可能とされています。その他にA、B、Cのランク分けもあり、これは専門の資格を持つ者が判断しています。</p> <p>また、八潮の事故では管径が4.75mと非常に大きなものでしたが、入間市の下水管はそこまで大きくなく、人が中に入って点検を行うことはありません。管種も違いがあり、一般家庭ではHIVPや塩ビ管などが使われています。これらは総合的に専門家が調査・評価を行っており、調査結果によっては更新が必要と思われていたものが健全と判断される場合もあり、管径が小さければ流れがそのまま下水処理場へ行き、硫化水素も発生</p>

発言者	発言内容
	<p>しにくく、健全度が高いと評価されたのではないかと考えます。</p> <p>一方で、新聞報道では八潮の陥没事故が取り上げられたことで「下水=危険」という印象が広がっています。事務局も国の資料や区分表を示して、委員に説明すべきだったと考えます。</p>
B 委員	<p>専門家の方が「これで大丈夫」と判断しているのであれば、市民からすれば「それなら安い方がよいので、33%で良いのではないか」という受け止め方になると思います。しかし、私はそのような判断をしてよいのかどうかが分かりません。</p>
A 委員	<p>国の審議会資料や議員間のやり取りを見ても、管路の劣化状況を人の目で判断することは難しいようです。延長も非常に長く、ビデオカメラで継続的に確認しなければならないため、その過程で誤差が生じこともあります。そのため、新たな評価方法を検討すべきだという意見が先日の会議でも出され、2～3日前の新聞報道にも掲載されていました。これらの点を踏まえると、緊急度ⅠやⅡの扱いは、この場で審議すべき課題ではなく、事務局が「このように進めたい」と方針を示すべきと考えます。</p>
藤田次長	<p>B 委員が、今のお話の中で疑問に思われている点や、納得されていない点は、具体的にどの部分でしょうか。</p>
B 委員	<p>「簡易な対応」で問題ないのであれば、安価な方を選択すればよいと単純に思います。ただ、「簡易な対応」で問題ないのかどうかが分からず、本当に大丈夫なのか不安です。市民としては、大きな事故につながることは避けたいと考えています。</p>
A 委員	<p>おっしゃるとおりです。緊急度Ⅱの対応は、審議会の場で議論すべきも</p>

発言者	発言内容
	<p>のではなく、事務局が「審議会で決定したからそれを採用した」として市長に伝えることは適切ではありません。そもそも多数決で決める性質のものでもありません。審議会としては、入間市の下水道を将来どのようにしていくかについて意見を出し合い、市長に答申すべきであると考えます。</p> <p>しかし、事務局からのお話で「ここで決めてください」というニュアンスに聞こえ、これまでも、決めたつもりはなかったにも関わらず、次の資料に反映されたように見受けられました。事務局が方針を示し、我々が「それでよい」と賛同するなら分かりますが、「どちらがよいか」を委員に判断させるのは難しいと思います。</p>
藤田次長	<p>専門家が判断したとしても、実際に管路の状況を直接確認しなければ「安心か否か」を判断することは難しいと考えています。B委員が「判断できない」としたご意見は、理にかなっていると考えます。</p> <p>また、A委員の意見に対して、事務局もできるだけ値上げ率は抑えたいと考えています。その上で、審議会においては「どのような議論があったのか」という過程が重要であり、皆さまのご意見を伺いたいところです。</p> <p>事務局としては、改定率2の33%が妥当ではないかと考えています。前回の審議では改定率3を支持する意見が多かったですが、改定率2についても改めてご意見をいただければと思います。ちなみに、C委員にお伺いしたいのですが、県の管理は案1～3のどれに近いのでしょうか。</p>
C委員	<p>県でも国の基準に基づき対応を進めています。埼玉県下水道局のホームページでも、緊急度IやIIに該当する箇所が公表されています。県の対応としては、緊急度Iは1年以内に対応すべきとされているため、9月県議会に補正予算を提出し、予算の承認を受ければ直ちに実施する予定です。点検の結果、新たに必要となった箇所は、予算措置を講じて1年内に完了させます。まず今年度は緊急度Iを対応し、その後の4年間で緊急度II</p>

発言者	発言内容
藤田次長 会長	<p>も順次対応していく予定です。</p> <p>県は、緊急度ⅠもⅡも修繕内容は同じです。例えば、ひび割れや損傷がある場合は、管更生工事（既設管の内部に新しい管を作る工法）を行います。ひび割れが1か所の場合、新しい管を作るのは不経済ですので部分的な補修を行い、連続的にクラックが起こっている場合は管更生工事を行います。これらは専門業者による調査やコンサルタントによる設計に基づき、適切な工法で実施しています。</p> <p>緊急度Ⅰだから大規模修繕、Ⅱだから軽微な修繕ということではありません。あくまで両者の違いは損傷の進行度合いであります。緊急度Ⅰは損傷が進んでおり早急に対応が必要、緊急度Ⅱは5年以内に対応すればよいという位置付けです。これまで緊急度ⅠやⅡに該当しなかった箇所も、5年後の点検で新たに緊急度ⅠやⅡに該当する可能性があります。その都度判定し、対応を繰り返して安全を確保しながら使用します。</p> <p>私自身、前回審議会で説明を聞いた際、注釈がなかったため案3を選択しました。前回の審議会では、案2は緊急度Ⅰにしか対応せず、緊急度Ⅱには対応しないのではないかと理解し、案3を選択しました。しかし、本日の説明で、案2でも緊急度Ⅱを5年以内に対応するとのことでした。国の指針に沿って緊急度Ⅱまで確実に対応するのであれば、案2で良いのではないかと考え、説明を拝聴しました。</p> <p>ありがとうございました。事務局としては、先ほどの説明も踏まえ、前回は案3を支持する意見が多かったものの、案2で進めたいと考えています。本件について特段ご意見を求めるものではありませんがご承知ください。</p> <p>ありがとうございます。事務局や専門委員のご説明で、素人の立場でも理解できました。特に異論がなければ、事務局のご提案で進めてよいと思</p>

発言者	発言内容
	いますが、まだ懸念がある方はいらっしゃいますか。
B委員	C委員から県では「緊急度IとIIの違いは措置の内容ではなく期間の問題である」と説明がありましたが、入間市においても同様の理解でよろしいでしょうか。そうであれば、案2であっても安心できます。
高野課長	もちろん同様に、国が示した基準に沿って進めています。埼玉県の取組と同様に、入間市においても同じ方針で進めていきたいと考えています。
B委員	そうであれば、緊急度IIの説明として「簡易な措置」という記載はやめたほうがいいのではないでしょうか。
高野課長	「簡易な措置」という文言は、国の基準（表現）と同じです。
B委員	注釈を「入間市は県と同等の対応をしている」とした方が見る人が安心します。
高野課長	緊急度IIは必要な措置を延命化できます。ひび割れがあった場合は、簡易な方法で補修します。
A委員	注釈にありますが、緊急度IIは「簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる」とあります。緊急度の高い箇所は、速やかに何らかの対応をする必要があるが、5年以内に本格的な修繕をしなさいということになります。したがって、緊急度Iは1年以内に本格的な修繕を行い、緊急度IIの箇所については、簡易な対応をした上で5年以内に緊急度Iと同じ本格的な修繕を行います。ここで言う「必要な処置」とは、適切な修繕を実施することです。

発言者	発言内容
C 委員	<p>県では、緊急度ⅠとⅡの管路を確認し、速やかに実施する必要があるのは、緊急度Ⅰの本格的な修繕と、緊急度Ⅱの簡易な対応です。そのため、県の9月定例会に下水道局として補正予算を編成します。この補正予算には、緊急度Ⅰの対応に加え、緊急度Ⅱの簡易な対応も補正予算に含まれます。予算が認められれば、今年度中に緊急度Ⅰの緊急工事と合わせて、緊急度Ⅱの簡易な修繕も実施可能です。その上で、来年度以降も、予算を確保し、必要な修繕を確実に実施していく方針です。</p> <p>専門的な調査を踏まえ、必要な修繕計画を専門知識のあるコンサルタントに作成していただき、我々が予算を確保して業者に実施してもらいます。入間市も県と同様に取り組むのであれば、改定案2でも、必要な対応は十分に可能であると思います。</p>
B 委員	ありがとうございました。緊急度Ⅰと緊急度Ⅱは最終的に同じ措置をするが、1年以内には緊急度Ⅰの対応に加え、緊急度Ⅱはひとまず簡易な対応に留めるということで理解しました。入間市は県と同じ方針ですね。
C 委員	はい、そのとおりです。
会長	分かりました。皆さん納得いただいたようですので、次に進めます。
	<p>下水道使用料改定ケースについて (説明者：藤田次長、日水コン 福永 (説明)</p>
会長	ありがとうございます。改定案を1～3まで示していただきましたが、事務局としては従量使用料を同率で増額したいとの提案です。この点について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

発言者	発言内容
A 委員	<p>事務局の案は、おそらく妥当であると判断しています。</p> <p>最終ページで、この%が何を根拠としているのか疑問に思います。例えば、使用量について 20 m³や 40 m³など、4人家族の一般世帯では2か月で 40 m³と言われています。例えば2か月で 20 m³が 780 円、それが 40 m³だと 1,460 円であり、780 円を単純に2倍すると同程度になりますが、2,000 m³を使用する区分の傾斜配分が非常に高いです。そのため、この 56、44、39、36 といった数値も、もともと傾斜配分しているものに対して比較するため、%がばらばらになります。新聞報道などでは、改定率を取り上げられる際には平均何%といった表現が用いられます。事業者によって見せ方を工夫する必要があるため、事務局にはその点を工夫していただきたいと考えます。</p> <p>今回ケース3では改定率が平等と理解しています。今回新たに 10 m³～20 m³の小口の料金区分を設け、基本料金を 1,400 円から 1,500 円に引き上げているため、小口利用者が有利になると受け取られる恐れがあります。冒頭のスライド5の説明で、現行の下水道使用料体系は「20 m³以下の使用者に節水効果等が働きにくい体系」と記載されていますが、基本料金はすべての利用者に共通であるため、その点は注意していただきたいと思います。おそらく、ケース1を採用した場合、事業者からの反発、あるいは入間市から工場が流出してしまう可能性が高いと懸念されますので、ケース3が適切ではないかと判断いたしました。</p>
会長	事務局の意見を教えてください。
藤田次長	A 委員のご意見のとおり、料金体系に新しく設けた小口の料金区分は、皆さん一律にご負担をいただかないと公平性に欠けるため、基本料金を 100 円加算しました。この部分は、私どもで検討する事項ではないもの

発言者	発言内容
	の、福祉的要素や激変緩和措置的な側面も含まれています。急激にこの価格帯を引き上げてしまうと、お支払いが困難になる方が相当数いらっしゃるため、一定の配慮が必要と考えております。その上で、全員に何らかのご負担はお願いする考え方のもと、今回の料金体系に至ったものです。
会長	ありがとうございました。
B委員	新たに設けられた 10m ³ ～20m ³ の区分における 50 円という料金の根拠をご教示ください。料金表から確認すると、差額は最大でも 25 円ですが、この区分のみ 45 円と差が大きいため、何か理由があるのでしょうか。
山崎副主幹	<p>資料の6ページと7ページですが、ベースとなる金額は、20 m³を超え40 m³までの区分が1 m³につき 95 円となっています。先ほど説明にもあったとおり、激変緩和措置により、その約半分の数値、すなわち 50 円を基準としています。</p> <p>他の区分に比べて差額が大きいのは、激変緩和措置によるものと考えていただければと思います。今回新たに区分を新設したため、これまで基本料金のみを支払っていた方にも従量料金が発生することになります。この金額を大きくすると、現状より 50%以上の値上げとなってしまいます。</p>
B委員	ありがとうございます。
	水道利用加入金、水道料金の改定案、改定案による上下水道合算料金、

発言者	発言内容
	<p>上下水道ビジョンについて (説明者：藤田次長、日水コン 徳富 (説明)</p>
会長	ご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。
D委員	<p>平均改定率「35%」という数値の根拠を改めて明確に示していただきたいと考えます。</p> <p>併せて、水道利用加入金について、個人的には同時に引き上げるのが望ましいと考えています。</p>
藤田次長	<p>加入金については課題として引き上げるべきとの意見があったことを前提にして、今後の検討としたいと考えています。</p> <p>35%の根拠につきましては、第2回審議会資料 13 ページに示しているとおり、中期耐震化計画に基づき今後の必要工事量を算出した結果によるものです。管路、施設、電気設備等の費用を合算した結果、30 年間で約 704 億円、10 年間で約 260 億円の投資が必要になると見込まれています。</p> <p>そのため、水道料金を 35%引き上げなければ、算定期間内に資金ショートする結果となります。</p>
D委員	第3回審議会資料 16 ページには、口径 13mm は 16%など、各口径の改定率が記載されていますが、それらを合計して平均しても 35%にはなりません。については、事務局およびコンサルタントがどのような計算を行っているのか、明確に示していただきたいと考えます。
日水コン	第3回審議会の資料 16 ページでは、口径別に代表的な使用水量で試算した改定率を示しています。したがって、代表的な水量のみであり、すべてを表しているわけではありません。同じ 20mm の口径でも、40 m ³ 使う方

発言者	発言内容
	もいれば 100 m ³ 使う方もいて、使用水量には幅があります。ここでは一番多い使用水量の例を、それぞれの口径ごとに表示しています。つまり、この表は最も影響を受けるだろう使用者の改定率を示したものになります。
A 委員	前回のおさらい（スライド7ページ）で「平均改定率 35%」と説明されましたが、それは全体の費用からケース3を見越した場合にトータルで35%の改定率になるという意味なのでしょうか。この「35%」が具体的にどの数字を指しているのか、今日の説明では触れられていません。
山崎副主幹	第3回審議会のスライド1ページにも示しております。算定期間は令和8年度から令和13年度までであり、その期間において最低限令和13年度まで黒字を維持できる比率が「35%」であり、この水準が平均改定率です。
E 委員	おそらく、シミュレーションを行い投資額に基づいて収支計算をした結果、「35%」という数値が導かれたものと推測しています。私が求めているのはその算出根拠となる数値です。現在は、「35%」をどのように割り振るかという各論に議論が移っていますが、その前提となる数値を明らかにしていただきたいのです。
山崎副主幹	それに関しては、第2回審議会のスライド 19 ページにて説明をしています。
A 委員	「平均改定率」という表現は、各口径別の改定率を平均した数値のように聞こえます。しかし、実際は「5年間の算定期間内で必要となる資金が35%改定をすることで得られる」という意味だと思います。したがって、これは「平均改定率」ではなく、「改定率 35%」です。前回審議会でケ

発言者	発言内容
	<p>ース1～4に対して口径別に示された「平均改定率」と今回示された35%とは本質的に異なります。「平均改定率」とするなら、前回審議会のようにケース1～4の平均改定率を示す必要があります。つまり、今回の審議会の35%の改定率は、平均ではなく、今後実施したい事業に対して総括原価で算出すると35%の資金アップが必要になる、ということです。「平均改定率」と言うと、口径別の平均が35%になるのかと思うが、そうではないということです。</p>
藤田次長	<p>このような説明でご理解いただけるでしょうか。</p> <p>今後10年間で260億円の工事・設備投資が必要となり、1年で26億円、これを賄うためには35%の料金改定が必要です。</p> <p>そして、この資金をどのように得るかについては、口径別にどのように付加していくかという観点で検討します。基本料金がこれまで低すぎたため、基本料金を引き上げるとともに、従量料金についても新たな体系とし、先ほど示した資金が確保できます。</p> <p>どの料金区分をどの程度の割合で引き上げるのかを積算した結果として、最終的に全体で35%となるという計算がなされているわけです。</p>
山崎副主幹	<p>今回、ケース3でご説明しておりますが、総額を35%引き上げるにあたり、基本料金の大幅な値上げを行っております。特に口径13mmと20mmは、約130%の引き上げとなっており、約300円の基本料金を160円程度上げています。総額として、大半は基本料金の値上げで賄っている状況です。しかし、それでも不足するため、従量料金を値上げしています。入間市がいただく水道料金の総額としては、1年あたり35%の増加となるものであり、様々な要素を考慮し算出した結果が、第3回審議会で示した料金表です。ここまで説明で、恐れ入りますが、ご理解いただけますでしょうか。</p>

発言者	発言内容
B 委員	しかし、積算資料を見せてください。
藤田次長	今回は用意しておりませんので、次回お示します。
A 委員	第4回審議会のスライド7ページは、「改定率 35%」という表現が適切であり、「平均改定率」という言葉は間違っているということでおろしいでしょうか。ここで「平均」と記載されると混乱を招きます。第2回審議会で 35%を提示された時は平均と書いてなく、35%の改定が必要だと説明されていました。しかし、今回は「平均」という言葉が付き、理解に苦します。
藤田次長	D 委員の疑問点は、どのように積算したら「35%」になるかという点だと思います。その点は、次回説明させていただきますので、ご納得いただけますでしょうか。
D 委員	A 委員の発言のとおり、第1回、第2回審議会では「改定率」という説明でした。基本料金を考慮したケース1～4となったら「平均改定率」という説明となりましたので確認をお願いします。
A 委員	第3回審議会のスライド 16 ページの表に、基本料金を加えて、公衆浴場用を含めて口径別に改定率を示してください。それらの平均を算出すると、一般的な意味での平均改定率を算出できます。口径 13mm は何%改定されたかも分かります。本審議会では、平均改定率という言葉が先に出てきてしまい違和感があります。一般的には、第2回審議会で説明があった、5年間の総括原価から工事を実施するために 35%程度料金を上げなければならぬという改定率の算出方法であり、これは「平均改定率」で

発言者	発言内容
	はありません。第3回審議会のスライド16ページを、基本料金を入れて、先ほどの下水道のように再計算してほしいです。さらに、その改定率を平均した結果をD委員は求めていると思います。そのように説明することにより、大口と小口の改定率が分かります。
藤田次長	資料は、次回に用意させていただきます。よろしいでしょうか。
A委員	それを見ると、平均で「35%」と示されていても、実際に市民が多く利用している区分では何%となるのかを知ることができます。全体としての改定率が「35%」であっても、多くの市民が利用している区分で何%の改定率となるのかを知りたいと考えています。
藤田次長	承知いたしました。全体の話ではなく、ここで具体的に何%上がるのかという数値を示してほしいという趣旨であると理解しております。この表(第3回審議会スライド16ページ)を指していますでしょうか。
A委員	その表で結構です。35%以上の数値が存在しない以上、このままでは35%にならないと考えます。 また、市民や市議会、市長に対して料金体系を説明する際には、おそらくこの表を提示することになるはずです。その場合、「平均35%」という表現よりも、この表の数値を用いて説明すべきだと考えます。 改定率は、皆が、見せ方を工夫して市議会で紛糾しないように対応している部分です。一般的に値上げの際には改定率だけが独り歩きしてしまったため、他事業体の公表方法について情報を有しているコンサルタントと事務局とで、市議会や市長への説明方法を検討する必要があると考えます。 影響を受ける人数が多い口径13mmと20mmの改定率を重視するのは当然ですが、私は全国的な視点からアドバイスを行う立場で出席しており、本

発言者	発言内容
山崎副主幹 副会長	日の資料では把握しづらい部分が多々ありました。 また、上水道の議論の中に、下水道料金まで含めて説明されているため、議題としては本来分けていただきたいと考えております。 次回に改めて資料をお示しさせていただきます。 (閉会の挨拶)

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

年　月　日

議　長　の　署　名　_____

議長が指名した者の署名　_____